

奈良県では、日本人、外国人を問わず、すべての方が安心して暮らし、活躍できる多文化共生社会を実現するために、県内の在住外国人コミュニティ、多文化共生・国際交流団体、民間企業や市町村の活動を支援します。

申込締切：令和8年10月7日（水）必着

▶補助対象事業

●奈良県に住む外国人に関する、令和8年4月1日以降に新たに行う以下の事業であること。

（なお、補助対象者のうち、多文化共生・国際交流団体、民間企業等が取り組む事業については、その事業推進において、複数の在住外国人が中心的役割を果たすものに限るものとします。）

1. 出身国・地域の文化等を活かし、地域の日本人も参加・交流が可能で、多文化共生につながる事業
2. 生活していく上で必要な日本語能力の向上につながる事業
3. 日本や奈良県の文化・慣習・ルール等を学習・体験し、その理解につながる事業
4. 安心して日常生活を営むために必要な情報提供等を行う事業
5. 地域社会に積極的に参画することにつながる事業

▶補助対象者

- ・県内の在住外国人コミュニティ
- ・県内の多文化共生・国際交流団体
- ・県内市町村・県内の企業

※別途要件があります。募集案内や要綱をご確認ください



県民くらし課HP



多文化共生とは？

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員としてともに生きることです。

（「多文化共生社会」の推進に関する研究会報告書（総務省））

▶補助対象金額

対象	補助額	補助率※2
在住外国人コミュニティ 多文化共生・国際交流団体	上限100万円 (50万円※1)	10/10以内 (1/2以内※1)
民間企業 市町村	上限100万円 (50万円※1)	1/2以内 (1/4以内※1)

※1 当該補助事業が本補助金の対象となるのが2年目以降の場合

※2 補助対象経費のうち、事業実施に伴う収入（他の補助金等を含む）控除した額。

▶活用事例

①日本語教室



在住外国人の日本語能力向上を目的とした日本語教室を地域で新たに開講する。

- ・教科書代（需用費）
- ・会場使用料（使用料及び賃借料）
- ・チラシの印刷費（需用費）

②文化交流会



留学生が自国の文化の魅力を発信するブースをイベント会場に設置し、海外のゲームなどの体験を通じて地域住民と交流を深める。

- ・会場使用料（使用料及び賃借料）
- ・出演者への謝金（報償費）

▶問い合わせ先

奈良県地域創造部県民くらし課

住所：奈良市登大路町30番地 本庁舎2階

TEL：0742-27-8477

▶詳しくはこちら

URL:

<https://www.pref.nara.lg.jp/n038/66561.html>

（県民くらし課HP）

